

諮問番号：諮問第 26 号

答申番号：答申第 26 号

答申書

第 1 審査会の結論

北九州市長が審査請求人に対して平成 28 年 10 月 24 日付けで行った児童手当受給資格喪失処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。

- (1) 審査請求人は、「3 年程前に」、「役所」から「所得制限により、どのような手当も受けられない」との説明を受け、児童手当も受給できないものと解釈して、児童手当の受給に必要な手続をとらなかったものである。
- (2) 処分庁から送付された書類により、受給権があることを知ったため、児童手当を受給すべく本件審査請求に及んだ。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は適法かつ妥当であり、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、処分庁が審査請求人の児童手当・特例給付受給資格の喪失を認定したことが、法令や国からの通知に基づいて適正に行われたかという点にある。

1 児童手当支払の一時差止めについて

- (1) 児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項、児童手当法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 33 号。以下「施行規則」という。）第 4 条第 1 項、施行規則第 1 条の 4 第 2 項第 10 号及び「被用者確認のための添付書類の取扱

いについて」(平成 16 年 3 月 18 日雇児育発第 0318003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知。以下「育成環境課長通知」という。地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)に基づく技術的な助言である。) 1 (1) によれば、一般受給資格者は、現況届に受給資格者に係る健康保険被保険者証の写し等を添付して提出しなければならない。

審査請求人は、処分庁が、受給資格者に係る健康保険被保険者証の写し等の提出を促したにもかかわらず当該書類を提出しておらず、提出をしないことにつき正当な理由があることを示す事情は認められないため、処分庁が法第 11 条の規定に基づき、支払を一時差し止めたことに誤りはない。

なお、受給資格者が、提出期限までに現況届(法第 27 条の規定による書類を含むものと解される。)を提出しなかった場合、市町村長は、通知により提出を催促するものとされている(「児童手当現況届の事務処理について」(昭和 51 年 5 月 17 日雇手第 21 号厚生省児童家庭局児童家庭課長通知。以下「児童手当課長通知(現況届)」という。) 1 及び 3 (1))。そして、提出の催促にもかかわらず、現況届が提出されない場合は、法第 11 条の規定に基づき当該年度の 6 月分以降の児童手当の支払の一時差し止めを行うこととされている(児童手当課長通知(現況届) 3 (3))。

この点、処分庁は提出期限後である平成 26 年 8 月 25 日付けで督促を行った旨主張しているが、それを示す証拠等の提出はなく、確認できない。しかしながら、仮に当該督促がなかったとしても、処分庁が、平成 26 年 6 月 23 日付けで、「児童手当現況届 保留通知」を審査請求人宛て送付し、審査請求人本人の健康保険証のコピー提出がないため、現況届の審査決定を保留している旨知らせるとともに、提出期限を設定していることからすれば、当該期限経過後に、健康保険証のコピーを提出していないことを原因として児童手当の受給に関し審査請求人が不利益を受けるおそれがあることを、審査請求人は十分知りえたといえ、通知の趣旨は達成されているものと認められる。

したがって、提出期限後の督促がないこと自体により、支払一時差し止め処分に誤りがあるとすることはできない。

2 消滅時効の完成の成否等について

(1) 消滅時効の起算点

「児童手当に係る時効および児童手当現況届の未提出分について」(昭和 48 年 1

月 26 日児手第 6 号厚生省児童家庭局児童手当課長通知。以下「児童手当課長通知(時効)」という。)の「事例その 5」で示されているとおり、支払が一時差し止められた月分以降の児童手当に係る最初の支払期日における支払日の翌日から受給資格についての消滅時効が進行する。

本件においては、平成 26 年 10 月 10 日の支給(平成 26 年 6 月分から 9 月分までの児童手当)が差し止められているため、翌 10 月 11 日から消滅時効期間が進行する。

(2) 消滅時効の完成

児童手当の支給を受ける権利は、2 年を経過したときは、時効によって消滅する(法第 23 条第 1 項)ため、本件においては、平成 26 年 10 月 10 日の翌日から 2 年となる平成 28 年 10 月 10 日の経過により消滅時効が完成したものと認められる。

(3) 時効の援用

現況届の提出がなく児童手当が一時差し止めになりその後消滅時効が完成した場合、支分権が消滅するとともに、基本権も消滅することとなる(「児童手当に係る時効の解釈及び取扱い等について」(平成 24 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課子ども手当管理室事務連絡。以下「育成環境課子ども手当管理室事務連絡」という。) 2)。

そして、育成環境課子ども手当管理室事務連絡 3 では、「基本権については、時効が完成した場合に受給者に対して支給事由が消滅した旨の通知(支給事由消滅通知書)を行うこと(時効の援用)により消滅するものであること。(支分権については時効の援用を要しない。)」とされているところ、処分庁は、平成 28 年 10 月 24 日付け児童手当受給資格喪失通知書により時効のため児童手当の受給資格がなくなった旨通知しており、時効の援用について国からの通知に沿った取扱いがなされている。

3 審査請求人は、3 年程前に、役所から「所得制限により、どのような手当も受けられない」との説明を受け、児童手当も受給できないものと解釈したため権利行使ができなかったものと主張していると解される。

しかしながら、仮に、処分庁が上記のような説明をしたとしても、審査請求人の過去の児童手当の受給状況や処分庁が権利行使に必要な手続を行うよう促していることからすれば、処分庁が児童手当に係る受給権の行使を困難にしたということも、これにより審査請求人の権利行使が現実には困難になったものということもできない。よっ

て審査請求人の主張を採用することはできない。

4 以上のとおり、審査請求人の児童手当の受給資格及び個別の児童手当の支給を受ける権利は時効により消滅しており、本件処分に違法又は不当な点はない。

その他、本件処分に影響を与える事情もないため、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

平成 29 年 5 月 23 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、同年 7 月 25 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

審査請求人は、「3 年程前に」、「役所」から「所得制限により、どのような手当も受けられない」との説明を受け、児童手当も受給できないものと解釈して、児童手当の受給に必要な手続をとらなかったこと等を理由として、本件処分の取消しを求める主張をしている。

本件審査請求の争点は、処分庁が審査請求人の児童手当・特例給付受給資格の喪失を認定したことが、法令や国からの通知に基づいて適正に行われたかという点にある。

1 児童手当支払の一時差止めについて

(1) 法第 26 条第 1 項、施行規則第 4 条第 1 項、施行規則第 1 条の 4 第 2 項第 10 号及び育成環境課長通知 1 (1) によれば、一般受給資格者は、現況届に受給資格者に係る健康保険被保険者証の写し等を添付して提出しなければならない。

審査請求人は、処分庁が、受給資格者に係る健康保険被保険者証の写し等の提出を促したにもかかわらず当該書類を提出しておらず、提出をしないことにつき正当な理由があることを示す事情は認められないため、処分庁が法第 11 条の規定に基づき、支払を一時差し止めたことに誤りはない。

なお、受給資格者が、提出期限までに現況届（法第 27 条の規定による書類を含むものと解される。）を提出しなかった場合、市町村長は、通知により提出を催促するものとされている（児童手当課長通知（現況届）1 及び 3 (1)）。そして、提出の

催促にもかかわらず、現況届が提出されない場合は、法第 11 条の規定に基づき当該年度の 6 月分以降の児童手当の支払の一時差止めを行うこととされている（児童手当課長通知（現況届）3（3））。

この点、処分庁は提出期限後である平成 26 年 8 月 25 日付けで督促を行った旨主張しているが、それを示す証拠等の提出はなく確認できない。しかしながら、仮に当該督促がなかったとしても、処分庁が、平成 26 年 6 月 23 日付けで、「児童手当現況届 保留通知」を審査請求人宛て送付し、審査請求人本人の健康保険証のコピー提出がないため、現況届の審査決定を保留している旨知らせるとともに、提出期限を設定していることからすれば、当該期限経過後に、健康保険証のコピーを提出していないことを原因として児童手当の受給に関し審査請求人が不利益を受けるおそれがあることを、審査請求人は十分知りえたといえ、通知の趣旨は達成されているものと認められる。

したがって、提出期限後の督促がないこと自体により、支払一時差し止め処分に誤りがあるとはできない。

2 消滅時効の完成の成否等について

(1) 消滅時効の起算点

児童手当課長通知（時効）の「事例その 5」で示されているとおり、支払が一時差し止められた月分以降の児童手当に係る最初の支払期日における支払日の翌日から受給資格についての消滅時効が進行する。

本件においては、平成 26 年 10 月 10 日の支給（平成 26 年 6 月分から 9 月分までの児童手当）が差し止められているため、翌 10 月 11 日から消滅時効期間が進行する。

(2) 消滅時効の完成

児童手当の支給を受ける権利は、2 年を経過したときは、時効によって消滅する（法第 23 条第 1 項）ため、本件においては、平成 26 年 10 月 10 日の翌日から 2 年となる平成 28 年 10 月 10 日の経過により消滅時効が完成したものと認められる。

(3) 時効の援用

現況届の提出がなく児童手当が一時差止めになりその後消滅時効が完成した場合、支分権が消滅するとともに、基本権も消滅することとなる（育成環境課子ども手当管理室事務連絡 2）。

そして、育成環境課子ども手当管理室事務連絡3では、「基本権については、時効が完成した場合に受給者に対して支給事由が消滅した旨の通知（支給事由消滅通知書）を行うこと（時効の援用）により消滅するものであること。（支分権については時効の援用を要しない。）」とされているところ、処分庁は、平成28年10月24日付け児童手当受給資格喪失通知書により時効のため児童手当の受給資格がなくなった旨通知しており、時効の援用について国からの通知に沿った取扱いがなされている。

- 3 審査請求人は、3年程前に、役所から「所得制限により、どのような手当も受けられない」との説明を受け、児童手当も受給できないものと解釈したため権利行使ができなかったものと主張していると解される。

しかしながら、事実は確認できないが、仮に、処分庁が上記のような説明をしたとしても、審査請求人の過去の児童手当の受給状況や処分庁が権利行使に必要な手続を行うよう促していることからすれば、処分庁が児童手当に係る受給権の行使を困難にしたということも、これにより審査請求人の権利行使が現実には困難になったものともいえない。よって審査請求人の主張を採用することはできない。

- 4 以上のとおり、審査請求人の児童手当の受給資格及び個別の児童手当の支給を受ける権利は時効により消滅しており、本件処分に違法又は不当な点はない。

その他、本件処分に影響を与える事情もないため、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のことから、本件審査請求は、理由がないというべきである。

福岡県行政不服審査会第2部会

会長 木 佐 茂 男

委員 倉 員 央 幸

委員 藤 本 美佐子